

第四次環境基本計画における重点分野

「水環境保全に関する取組」

報告書

【記載項目】

- ①取組状況と課題
- ②中長期的な目標
- ③施策の基本的方向
- ④取組推進に向けた指標及び具体的な目標

1. 取組状況と課題

(1) これまでの取組状況

水は、生命の源であり、地球にはおよそ 14 億 km³の水が存在すると言われているが、ほとんどが海水で、淡水は 2.5%にすぎず、しかもその大部分が南極や北極の氷として存在しており、河川や湖沼に存在する淡水の量は地球上の水のわずか約 0.01%である。

人類はこれまで、それらの水をできるだけ利用しやすいように、様々な工夫をしてきた。しかしながら、水を利用することは水環境への負荷を与えることになる。環境への負荷が自然浄化能力を超えなければ、再び清浄な水を確保することは可能であるが、その能力を超える利用を行ったり、あるいは、自然浄化機能を損なうような活動を行うことで、水環境が悪化し、人の健康や生活環境への影響が懸念されることになる。

かつての我が国においても、都市への人口集中や産業構造の変化等によって、地下水も含めた過剰な水の利用、都市化に伴う地下浸透機能の低下などにより、水質汚濁の進行、地盤沈下や湧水の枯渇等が各地で見られ、公害問題、生態系への悪影響など、水環境に関わる多くの課題を抱えることになった。

このような状況の下、工場・事業場に対する排水規制、生活排水処理施設の整備、市街地、農地等の非特定汚染源からの負荷の低減対策、地下水汚染の新たな未然防止対策など、それぞれの地点で水環境や地盤環境の質を判断し、汚染・汚濁負荷の低減等を通じて環境の保全を図る取組が進められている。この結果、水質についてみると、水質環境基準の人の健康の保護に係る項目については達成率が次第に高まっており、有機汚濁等の生活環境の保全に係る項目についても、河川における達成率は高く、年々上昇傾向にあるなど水環境の改善が図られてきた。

しかし、これらは「場の視点」からの取組であり、水環境の保全を進めるに当たっては、単に問題の生じている地点のみに着目するだけでなく、流域の水循環全体を視野に入れた、いわば「流れの視点」からの取組も重要であり、このような取組を進める努力も行われてきた。山間部では森林の整備・保全の推進等による水源地保全、農村部では水田の保全・活用による地下水涵養等の水源涵養機能の発揮、都市郊外部及び都市部では再生水の利用及び雨水貯留浸透の促進など上流から下流に至るそれぞれの地域の特性に応じた様々な取組が進められている。また、第三次環境基本計画の重点分野として「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が定められたことを受け、全国の流域単位で、健全な水循環の構築に向けた計画の策定・実行が進められている。

(2) 課題

上記のようなこれまでの取組にもかかわらず、多くの課題が残されていると同時に、社会構造の変化に伴う、新たな課題も浮き彫りになってきている。水環境を構成する水質、水量、水生生物等、水辺地について見ると、例えば、以下のような問題が顕在化している。

水質環境基準の有機汚濁等の生活環境の保全に係る項目については、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域において底質に蓄積された汚濁物質による影響もあって改善が十分には進んでおらず、水域によっては貧酸素水塊等が発生し、水利用や水生生物等の生育・生息に障害を生じている状況にある。また、水環境保全に対する国民的要請が多様化しており、従前の水質に係る指標では水環境の実態を十分には表現できない状況にあるとともに、水質環境基準の達成状況と比べ、水環境に対する国民の満足度は低い状況にある。さらに、事業場等からの汚濁負荷の低減が進む中、降雨時等における市街地や農地等の面源からの負荷は減少していない。また、多種多様な化学物質が生活の中で使われ、未規制の物質が水環境中で検出されている。

人間の生活や社会経済活動による水利用、都市化等に伴う流域の地下浸透・涵養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が改善されていない場合や、土砂移動への支障、ひいては、砂浜の減少などが生じている場合がある。

また、地下水の水質については、硝酸性窒素や有機塩素化合物等の有害物質による汚染が引き続き確認されている。このうち、工場・事業場に起因する汚染を未然に防止する制度が導入されたところである。また、過剰揚水に伴う地盤沈下が引き続き進んでいる地域があるとともに、都市部を中心に地下水の揚水による地中熱利用のニーズが拡大している。一方で、地下水の共有資源としての性格に着目し、条例で地下水を保全する動きが進みつつある。

水生生物等については、在来の水生生物の個体数が回復しつつあると考えられる水域が増加してきたものの、より一層の多様性の回復が求められている。また、昨年名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された愛知目標を視野に入れ、生物多様性の保全や回復を図っていく必要がある。

水辺地については、水生生物等の生育・生息環境としての機能や植生等と相まって発揮される水質浄化の機能を有するとともに、人と水とのふれあいの場として重要である。かつては、治水対策等のための単調な水際の整備や効率性を重視した農地等の整備が行われていたこと等もあって、それらの機能が低下しているとともに、土砂のたい積により河川本来の礫河原が樹林化している状態が見られる。

このように、水質、水量、水生生物等、水辺地の問題は相互に深く関連し、互いに影響を与えているとの認識のもと、水環境に対する国民の意識の多様化を踏まえ、水生生物等や水辺地の保全について一層取組を進めていくことが求められている。また、海洋を通じた諸外国の水問題の日本への影響や、漂流・漂着ごみによる海岸環境の悪化も指摘されており、陸域における水環境の保全にとどまらず、海域も含め水環境の保全を図っていく必要がある。

水環境の保全を進めるに当たっては、一人一人が身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動することが重要であるが、人と水とのふれあいが希薄になっており、人々の水への関心をより一層高めていくことが求められている。そして、水循環が上流域から下流域へという面的な広がりを持つことから、流域の関係者の間で目標となる望ましい水環境の姿を共有し、各主体の取組が、効果的、効率的、継続的に進むようより一層連携を深める必要がある。

また、本年3月11日に発生した東日本大震災は、水環境や排水処理施設をはじめ水に関する施設に対しても大きな影響を与えており、災害時においても水環境への影響を最小化するとの考えに基づき、施策を進めていく必要がある。加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により水環境を含め環境中に広く放射性物質が放出されるという未曾有の環境汚染が引き起こされたことを踏まえ、今後は、万が一、同様の事故が発生した場合の取組体制を確立するなど適切な対応を図っていく必要がある。

さらに、近年、我が国においても局地的な豪雨が頻発している。また、大規模な洪水や極端な少雨が発生するなど降雨量の時間的、空間的な変動幅が増加傾向にある。今後の気温上昇、降水量の変化、降水の強度及び頻度の変化など気候変動に伴い生じうる水温上昇、水質の変化、土砂流出の増加等による汚濁負荷の増加、海洋酸性化等が、水環境の保全にとって重大な支障となるおそれがある。加えて、気候変動の影響に対する各種適応策の検討に当たっても、水環境に与える影響について考慮する必要がある。

また、21世紀は水の世紀と言われており、途上国における人口増加等により地球規模で飲料水や衛生施設の確保、水質汚濁などの問題が深刻化するなど、水の問題は国内のみならず国際的課題となっている。日本は、食料輸入等を通じて多くの世界の水を消費している国であることから、食料等の安定供給を支える国内外の水環境の状況を念頭に置き、各国における劣悪な水環境の改善に向けて積極的な役割を果たしていく必要がある。

2. 中長期的な目標

今後の四半世紀における望ましい社会・経済像を見据え、現在及び将来の社会・経済の状況、技術レベル、生活の質を考慮した上で、治水や利水との整合を図りながら、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物等、水辺地を含む水環境や地盤環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を目指す。

その際、それぞれの地域の特性に応じ、水環境に関する課題や目指すべき将来像が設定されるとともに、地域の住民、事業者、民間団体、地方公共団体、国等の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標とする。

具体的には、洪水や渇水等異常時における問題にも留意しつつ、流域の特性に応じ、以下に掲げるような状態を維持することが重要である。

水質 一水環境において、人の健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等

の保全の上で望ましい質が維持されること。

水量 — 平常時において、水質、水生生物等、水辺地の保全等を勘案した適切な水量が維持されるとともに、洪水等による適度な攪乱が確保されること。土壌の保水・浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されること。

水生生物 — 人と多様な水生生物等との共生がなされ、豊かな生物多様性が保全されること。

水辺地 — 人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、水辺地周辺の環境と相まって、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されること。

3. 施策の基本的方向

3-1 施策を進めるに当たっての考え方

近年の国民のニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえると、環境保全上健全な水循環の確保を含め、より望ましい形で、水環境の改善・保全を進めていく取組が求められており、水環境保全に関する施策を展開する上で共通の考え方として、以下の考え方を念頭に置く必要がある。

(1) 地域の特性に応じた取組

地域固有の水環境との関わり方、水にまつわる歴史・文化など、それぞれの地域により、ふさわしい水環境の目標のイメージは異なっており、地域の特性に応じた取組を推進することが重要である。また、地域住民の方々が自分たちの水環境を誇りに思うことによって、自ら水環境の保全を持続的に行っていくことが可能となると考えられる。地域に密接に関連した水の再発見や水とのつながりの再認識等を通じて、身近な水環境への関心が高まり、様々な地域の知恵や知見が広がっていくことも期待できる。

(2) 国際的な水問題への対応

我が国は、食料の輸入等を通じて多くの水を世界に依存するとともに、近年は製品やサービス等のサプライチェーンのグローバル化が進行していることから、海外における水環境の悪化等により我が国の生活や経済に影響が生じる可能性が懸念される。また、周りを海で囲まれた我が国では、海洋を通じた水質汚濁や漂流・漂着ごみによる海岸環境の悪化も懸念される。国際的には、安全な飲料水や基礎的な衛生施設にアクセスできない人数の半減が国連ミレニアム開発目標(MDGs)として設定され、その実現に向け各国の取組強化が求められていることに加え、新興国を中心とした人口増加や経済発展、気候変動等により世界の水問題がより深刻化することが懸念されること

から、これまで蓄積してきた我が国の水環境技術を海外の水問題の解決に活用することが求められている。

このように海外の水環境が我が国の水環境と密接に関連があることを認識し、今後はより一層国際的な視野に立ち、水環境の課題に取り組んでいく必要がある。

(3) 生物多様性の保全

水環境は、人以外の生物にとっても重要な生育・生息の場であり、これまでも、水辺地等の大規模な改変に当たっては、環境影響評価等の取組がなされてきたが、近年、生物多様性の重要性がより認識されつつあり、水環境保全の取組を進めるに当たって、生物多様性の保全を十分視野に入れておく必要がある。とりわけ、様々な生態系サービスの恩恵を持続的に享受していくためにも、水環境保全に当たって、生物の生育・生息地（ハビタット）の連続性の確保や生物多様性への影響をできるだけ小さくするような方策や生物多様性を意識した評価手法の活用などが必要である。なお、海域や湖沼においては、生物多様性と併せて生物生産性についても考慮する必要がある。

(4) 連携の強化

水環境保全に関する各種施策の実施に当たっては、国、地方公共団体との連携や民間団体等地域活動主体との連携など、様々な連携が欠かせないことをより強く認識する必要がある。とりわけ、持続的な水環境の保全を行っていくためには、取組の広がりに応じて、望ましい水環境の姿を関係者が共有し、連携を円滑に行いながら施策の推進が図られるよう、より一層連携を強化した施策の展開が必要である。

(5) 東日本大震災を踏まえた対応

本年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国の社会経済に大きな影響を与えており、復旧、復興に当たっては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、災害に強い地域づくりを進めるとともに、地域に根ざした自然との共生の知恵も活かしつつ、森・里・海の連環を取り戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現することが必要である。また、発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染は、社会経済への影響だけでなく、健康影響についても国民に多大な不安を抱かせていることから、過去に環境汚染を克服してきた経験を活かし、放射性物質による水環境の汚染も重大な環境汚染の一つとして正面から取り組み、国民の安全を確保し、不安を解消していくことが必要である。

3-2 基本的な施策

(1) 我が国における水環境の保全

水環境の保全を進めるに当たっては、河川の流入先の海域も含め流域全体を総合的に捉え、それぞれの地域に応じて、各主体がより一層の連携を図りつつ、次のような

流域に共通する取組を進めるとともに、山間部、農村・都市郊外部、都市部など地域の特性に応じた課題を取り込みつつ、取組を展開していくこととする。

① 流域に共通する施策

流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進していくため、水の再利用等による効率的利用、水利用の合理化、雨水の利用等を進めるとともに、必要に応じて、未活用水の有効活用、環境用水の導入、ダム弾力的管理を図り、水質や水生生物等の保全等の観点から、流量変動も考慮しつつ、流量確保のための様々な施策を行う。

また、関係機関が連携して水環境の保全を進めるとの考えのもと、生活排水処理を進めるに当たっては、人口減少等社会構造の変化等を踏まえつつ、地域の実情に応じて、より効率的な污水处理施設の整備や既存施設の計画的な更新や再構築を進めるとともに、河川水を取水、利用した後の排水については、地域の特性に応じて見直しを含めた取排水システムの検討を行う。

また、流域全体を通じて、貯留浸透・涵養能力の保全・向上を図り、湧水の保全・復活に取り組むほか、降雨時等も含め、地下水を含む流域全体の水循環や栄養塩類などの物質循環の把握を進め、地域の特性を踏まえた適切な管理方策の検討を行う。その際、地下水については、共有資源としての性格にも留意し、地下水流域の観点に立って検討を行う。また、非意図的な地下水汚染の未然防止の取組を進めること等により、有害物質による地下水汚染対策を推進する。さらに、流水は、土砂の移動にも役割を果たしていることから、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、土砂移動の調査研究や下流への土砂還元対策、関係機関との事業連携のための方針の策定に取り組む。

また、より一層の生物多様性の確保を図るため、水辺地を含む流域の生態系を視野に入れた水辺地の保全・再生に取り組み、多様な水生生物の種や個体群などの保全を図る。さらに、多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

気候変動に伴う気温の上昇や降雨量の変動幅の増大等により、水温上昇、水質や生態系の変化などの水環境への影響が予想されることから、これらの影響の把握と知見の蓄積を行い、想定される影響への適応策について検討を行う。

また、地震等災害時等においても、国民生活上最低限求められる水循環を確保できるよう、災害に強くエネルギー効率の高い適切な規模の水処理システムや水利用システムの構築や災害時の水環境管理の方策の確立など様々な施策を推進する。

これらの施策を推進していくためにも、水環境に精通した人材育成が欠かせない。わかりやすい指標等の検討と併せて、人と水とのふれあい活動を促進するとともに、環境教育等を通じて、国民の水環境への関心を高めていくとともに、科学技術の進歩を生かした技術開発の取組を継続して行う。

水環境中の放射性物質については、今般の原子力発電所事故による汚染状況の把握、除染の進捗に伴う放射性物質の蓄積等の監視及び放射性物質による水生生物への影響の把握のため、水質・底質のモニタリングを継続するとともに、水生生物への影響等放射性物質による水環境への影響評価について検討を進める。

② 山間部

森林は水源涵養機能、生物多様性保全機能など水環境の保全に資する多様な公益的機能を有しており、それらの機能を今後とも維持、向上させるよう、その保全、育成や適切な管理を図る必要がある。このため、水源地対策を進めながら、保安林等の法制度の活用や治山施設の整備により、森林を保全する。また、流域全体を通じて森林所有者等による森林の適正な整備を推進するとともに、水源涵養機能等の発揮を図るための適正な整備を必要とするものについては、治山事業など公的主体による森林の整備の推進を図る。さらに、溪畔林など水辺森林の保全・管理に際して水環境の保全への配慮を進めるとともに、森林の公益的機能に着目した基金を地域の特性を踏まえて活用することやボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組を推進する。なお、森林整備に当たっては、地域の特性に応じた伐期の設定や、複層状態の森林の整備等、多様な森林整備を通じて保水能力の高い森林の育成に努める。

③ 農村・都市郊外部

農村・都市郊外部においては、川の流れの保全や回復と、流域の貯留浸透・涵養能力の保全・向上や面源からの負荷の削減を今後とも図る必要がある。このため、里地里山の保全、緑地の保全、緑化、適正な施肥の実施、家畜排せつ物の適正な管理を推進する。水源涵養機能等の農業の多面的機能は、農業の持続的な営みを通じて発揮されることから、水田や畑地の保全を推進し、耕作放棄地の発生を防止する。また、地域住民を含め多様な主体の参画を得て、水田や水路、ため池など農地周りの水環境の保全活動を進めるとともに、環境との調和に配慮しつつ基盤整備を推進する。併せて、地盤沈下などが発生するおそれのある地域では、継続して監視を行うとともに、地下水利用の適正化や表流水への転換を含めた代替水対策を進める。

④ 都市部

都市部においては、水循環の変化による問題が現れやすく、河川流量の減少、親水性の低下、ヒートアイランド現象等が依然として問題となっており、貯留浸透・涵養機能の回復など、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させる方向で関連施策の展開を図る必要がある。このため、地下水涵養機能の増進や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つ空間である緑地の保全と緑化を推進するとともに、都市内の水路等の創出・保全を図る。

さらに、地下水涵養を促進するため、雨水浸透施設の整備、流出抑制型下水道の整備、透水性舗装の促進等を進める。また、雨水や下水処理水等の生活用水としての利用等を進めるとともに、貯水池の弾力的な運用や下水の高度処理水等の河川還元等による流量の確保等の取組を進める。河川護岸の整備に際しては、多自然川づくり等自然に配慮した河川整備を進めること等により水辺の自然環境を改善し、生物の良好な生息・生育の場の確保に努める。さらに、親水性の向上、ヒートアイランド対策等への活用が有効な地域では、都市内河川、下水の高度処理水等の利用や地中熱、下水熱の利用を環境影響に配慮しつつ進める。また、地下水使用の抑制が必要な地域におい

ては、表流水への転換を含めた代替水対策や地下水採取規制が行われていない地域での地下水使用の合理化等を進める。

⑤ 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

湖沼、内湾等の閉鎖性水域については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における上記施策の総合的、重点的な推進を図る。また、流域からの負荷削減の取組が進んでいるものの、底質に蓄積された汚濁物質の溶出や内部生産の影響により水質改善が未だ十分でないことから、底質環境を含む水環境中における汚濁物質などの状況の把握を進める。

浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、湖沼においては、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全を図る。閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組を推進する。また、自然生態系と調和しつつ、栄養塩類の管理などを通じ、人の手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全・向上が図られる「里海」の創生を進める。

⑥ 海洋環境

海洋汚染の防止を図るため、陸域からの負荷の削減などの適切な対策を進めるとともに、陸域からの負荷とその影響について調査研究を進める。また、海洋環境の保全に当たっては、海域を共有する関係各国間の協力が重要であり、海洋環境に係るデータの集積、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進、国際協力体制の構築の推進を図る。さらに、海岸漂着物等については、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るとともに、漂流ごみ及び海底ごみについても実態の把握に努める。

(2) 世界の水問題に対する取組

我が国の水環境と世界の水環境が密接につながっていることを踏まえ、国際的な視野にたって、諸外国における水環境の保全・改善に貢献することが重要である。このため、我が国における水環境保全に関する技術と経験を活かし、官民を含む多様な主体の連携を深めながら、制度移転や技術的支援、インフラ整備支援を推進するなど国際協力・連携の取組を推進する。

また、水利用による環境影響の評価結果であるウォーターフットプリントの算出プロセスが、節水・省水・排水処理等の我が国の水資源の確保・水環境の改善に関する高い意識や技術をより適切に評価するものとなるよう、積極的な役割を果たしていく。

さらに、将来的に大きな水需要の拡大が見込まれているアジア・中東等の地域において、「量」と「質」の両面から顕在化している水問題に対処するため、官民一体となった積極的な取組を通じ、我が国の水関連産業の国際競争力強化を通じた海外の水環境の改善を図る。

3-3 各主体に期待される取組

(1) 住民、事業者、民間団体等に求められる取組

住民、事業者、民間団体等が担う役割としては、流域の水環境の現状について、その問題点を自ら認識して、それぞれの立場による意見の相違を克服し、目標となる望ましい水環境の姿を共有しようとする取組に主体的に関わることが期待される。また、地域ごとの特性に応じた望ましい水環境の姿の設定に当たっては、水環境の健全性を総合的に評価する手法の活用が重要である。そして、節水意識、汚濁負荷の排出の抑制、水の循環利用等に対する意識を向上させ、水環境の保全に向けた取組に積極的に参加し、適切な維持・管理の確保が図られるよう具体的な行動を実践することが重要である。また、民間団体は、地域における取組が進むよう情報発信を行うとともに、ネットワークの結節点となり取組を積極的に支援することが期待される。

(2) 地方公共団体に求められる取組

地方公共団体は、豊かな地域づくりの一環として、流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画策定等において積極的な役割を果たすことが期待される。特に、それぞれの地域特性にふさわしい水環境の目標像を掲げ、その実現のためには、きわめて重要な役割を担うこととなる。

計画の策定等取組の実施に当たっては、流域の住民等と共有できるよう、流域ごとの水環境の現状を把握し、人口減少等社会構造の変化を考慮しつつ、目標を設定して、わかりやすく提示することが重要である。その前提として、現状の水環境の診断のため、水質、水量、水生生物等の水環境の状態を、洪水、渇水など様々な変動による影響も含め把握し、地図化することなどによりわかりやすく整理する必要がある。なお、地図化によって地域の水環境を評価するに当たっては、適切な指標を関係者で設定し、共有することが重要である。

そして、計画の作成に当たって設置された流域協議会等を通じて、国の地方組織等とも連携し、国のみならず、流域の住民、利水者、事業者、民間団体等関係者の意見を取り入れ、その取組への参加を促す必要がある。継続的な取組を促すという観点からは、これら関係者とのパートナーシップによる連携体制の構築に加え、対策の費用対効果の検討等による合意形成の仕組みづくりが必要となる。そのためにも、それぞれの地域特性を踏まえた水環境行政や水環境に関わる技術に精通した人材を育成することが重要である。

また、都道府県については、流域の関係市町村による共同の取組を促進させる役割や、国の地方組織との調整・連携の役割も果たすことが必要である。

東日本大震災からの復興に当たっては、地域が誇る豊かな水環境や、良好な水環境のシンボルとなる水生生物等の復活により、健全な水循環の確保を含め、豊かな水環境の再生とそれを通じた自然との共生社会の創造に取り組むことが重要である。

(3) 国の取組

国は、地方公共団体等による環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画の作成・実行等良好な水環境の保全に向けた取組を促進・支援する。

国の地方組織は、流域協議会等を通じ、地方公共団体や関係者との調整・連携を進めるとともに、引き続き、直轄管理区間等における国の直轄事業において良好な水環境の保全に向けた取組を積極的に推進する。

また、国は、底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る。さらに、関係省庁の連携を一層強化するとともに、事例や関連施策等の情報の収集・整理・提供により、水環境の保全に向けた取組の進捗状況の把握、課題の整理・抽出等を行い、必要な場合は、関連施策の調整及び地方公共団体等の関係者間の調整を行い、取組の見直しを行う。

また、水循環の機構の解明等良好な水環境の形成に資する調査研究・技術開発を推進する。加えて、流域住民等の関係主体による連携・ネットワーク形成等の支援に取り組む。さらに、諸外国における我が国の水処理技術等の導入等への支援を行い、世界の水環境問題の解決に貢献する。また、節水意識、汚濁負荷の排出の抑制、水の循環利用等に対する国民の意識を向上させるための取組を推進する。

4. 取組推進に向けた指標及び具体的な目標

公共用水域及び地下水については、水環境の重要な構成要素である水質について、水質汚濁に係る環境基準が設定されていることから、基本的に、その維持・達成を目標とするとともに、その維持・達成状況を指標の一つとして関連施策の進行管理を図る。

また、良好な水環境を保全するためにも、環境保全上健全な水循環の確保が重要であることから、環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数を把握し、これを一つの指標として環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組状況の進行管理を図る。

加えて、我が国全体での把握が可能であり、良好な水環境の保全と深く関連するデータとして、例えば、次の事項を参考として、取組の状況を把握する。

なお、水環境を総合的に評価する指標や水量、水生生物等、水辺地についても、それぞれの良好な状態を的確に表すことができる指標の検討を進める。

【主に水質に関する補助的指標】

- ・水質等のモニタリング地点
- ・主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量
- ・廃棄物の海洋投入処分量

【主に水量に関する補助的指標】

- ・再生水の利用量
- ・湧水の把握件数
- ・森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）
- ・保安林面積
- ・弾力的管理を行うダム数
- ・雨水貯留浸透施設の設置数

【主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標】

- ・水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
- ・主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積
- ・生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数
- ・里海の取組箇所数
- ・地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積
- ・都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標

【主に参画に関する補助的指標】

- ・全国水生生物調査の参加人数
- ・ホタレンジャーへの応募数